

出産育児一時金

国民健康保険に加入している方は、出産時に一時金が支給されます。
一時金の支払方法に「直接支払制度」を利用すると、出産費用としてまとまった額を事前に用意する必要がなくなります。

支給額

42万円

※産科医療補償制度対象外の場合は40万8千円
(令和3年12月31日以前の出産は40万4千円)

申請期限：
出産した日の翌日から
起算して2年間

直接支払制度を利用する場合

国民健康保険から医療機関などへ直接支払われ、退院時に支払う出産費用が支給額分少なくなります。

※出産費用が支給額未満の場合は差額分が世帯主に支給されます。

直接医療機関などで手続きしてください。

※出産費用が支給額未満の場合は、差額分を保険医療課医療保険年金係、または各支所窓口係で申請してください。

- ぶんべん
- 分娩者の国民健康保険被保険者証
 - 出産費用の領収、明細書(退院時に医療機関等から交付)
 - 世帯主名義の口座がわかるもの
 - 直接支払制度利用についての合意文書の写し(退院時に医療機関等から交付)

一時金支払方法

手続き

必要書類等

直接支払制度を利用しない場合

退院時に出産費用の全額を支払い、退院後に申請すると一時金が世帯主に支給されます。

保険医療課医療保険年金係または各支所窓口係で申請してください。

- 分娩者の国民健康保険被保険者証
- 出産費用の領収、明細書(退院時に医療機関等から交付)
- 世帯主名義の口座がわかるもの
- 直接支払制度を利用しなかった旨の文書(退院時に医療機関等から交付)

問保険医療課 医療保険年金係 ☎お太助フォン 42-5619

家計にやさしいジェネリック医薬品を使ってみませんか？

お薬代を節約できます。

ジェネリック医薬品は特許切れの新薬のもとに、開発期間やコストを削減して作られるため、お薬によっては自己負担額が **3~5割も安くなる** ことがあります。

効き目、安全性は新薬と同等です。

ジェネリック医薬品は新薬と **同じ有効成分を同じ量使用** しています。また、たくさんの厳しい試験をクリアし **法律や国の基準に沿って製造・管理** されています。

ジェネリック医薬品については、**医師・薬剤師にお気軽にご相談ください。**

詳しくはホームページをご覧ください。 [広島県ジェネリック](#) [検索](#)



問広島県 医療介護保険課 ☎082-513-3212

広島県アダプト活動団体を募集しています



広島県では、県が管理する道路や河川の清掃・緑化・草刈などの活動を行う団体や企業を随時募集し、「アダプト活動認定団体」に認定・支援しています。

アダプト活動

住民や企業・団体が主体となって、清掃・緑化・草刈等の美化活動をボランティアで行い、道路や河川などの公共空間をわが子のように面倒を見ていく活動

支援内容

- 団体・企業名の表示板を設置(希望する団体のみ)
 - 活動に伴う傷害、および賠償責任保険の加入
 - 活動経費の一部を奨励金として交付
- ※奨励金を申請する場合は、事前にアダプト団体の認定を受け、6月末までの申請が必要です。

《対象区画》

- 道路…100m以上
- 河川…一・二級河川で50m以上

《申込方法》

広島県ホームページ「広島県アダプト制度認定申込の手続き」から必要書類をダウンロード、記入した上で、管理課建設管理係、または広島県西部建設事務所管理課へ申し込んでください。



問管理課 建設管理係

☎お太助フォン 47-1201 ☎47-1206

学生納付特例制度

所得が一定以下の学生は在学中の保険料の納付が猶予されます。

対象 学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、特別支援学校、専修学校および各種学校(修業年限1年以上の課程)、一部の海外大学の日本分校に在学する方(夜間・定時制課程や通信課程の方も含む)。

所得基準 128万円+扶養親族等の数×38万円+社会保険料控除等

申請方法 以下の書類を添付し、本庁、各支所、もしくはお近くの年金事務所で申請手続きを行ってください。

- ・年金手帳または基礎年金番号通知書
- ・在学期間がわかる在学証明書(原本)または学生証(裏面に有効期限、学年、入学年月日の記載のあるものは裏面を含む)のコピー
- ・退職(失業)した方が申請する際は、雇用保険受給者証、雇用保険被保険者離職票等の退職(失業)したことを確認できる書類

保険料の追納について

学生納付特例期間は、10年以内であれば保険料をさかのぼって納めること(追納)ができます。将来受け取る金額を増額するためにも、追納することをお勧めします。

学生納付特例の承認期間は4月から翌年3月までですが、承認を受けた次の年度も在学予定の場合、4月初めに再申請の用紙(はがき)が送られてきます。引き続き学生納付特例制度の申請を希望する場合は、必要事項を記入し、年金事務所等へ返送してください。



問三次年金事務所 ☎0824-62-3107